

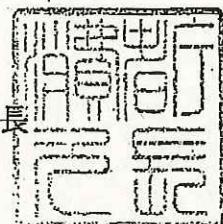
(別添)



消生情第 77 号
平成 26 年 3 月 17 日

農林水産省経営局長 殿

消費者庁次長



消費税率引上げに伴う便乗値上げに関する照会・問合せへの対応について

消費者庁では、便乗値上げの未然防止に向けて、消費者及び事業者に対し積極的に情報提供を行い、便乗値上げ情報・相談窓口において消費者及び事業者からの照会・相談を受け付けているところですが、消費者からの照会のみならず、事業者からの相談が多くを占めています。

また、便乗値上げ情報・相談窓口には、既に消費税率引上げに伴う価格改定に関する照会・相談が多く寄せられており、その中には、消費者に便乗値上げと解される可能性がある価格改定（予定を含む。）の事例もみられます。

つきましては、これまでの照会・相談内容に多くみられた事例を踏まえ、下記の事項について、所管業界への周知を徹底されますようお願い申し上げます。

なお、消費者及び事業者からの消費者庁の上記窓口への照会・相談については、対象事業者の所管省庁へ引き続きその内容をお知らせしますので、必要に応じ事実関係の確認等適切に対応されるよう要請します。

記

1. これまで税込価格A円の商品の価格を税抜価格A円とする場合（例：税込価格 1,000 円→税抜価格 1,000 円）

これまで税込価格A円の商品の価格を税抜価格A円とすることは、当該商品の本体価格の約5%の値上げを意味するものと考えられ、仮にこれが消費税率引上げに乘じた本体価格値上げであるならば、便乗値上げに当たる可能性があります。

一方で、本体価格の値上げが、当該商品の需給バランス、原材料価格の動向、商品の特性等により合理的に説明できるのであれば、便乗値上げには該当しないと考えられます。その場合には、本体価格値上げの時期が消費税率引上げの時期に近接していることから、消費者から、消費税率の引上げを



理由とした便乗値上げであると誤解される可能性があるため、事業者には、本体価格値上げの要因に関する丁寧な説明が求められます。

2. 平成26年4月1日又は4月2日以降において、消費税率引上げとは別途の理由で、本体価格を値上げする場合

本体価格の値上げが、当該商品の需給バランス、原材料価格の動向、商品の特性等により合理的に説明できるのであれば、便乗値上げには該当しないと考えられますが、その場合には、消費者に対して、本体価格の値上げが合理的な理由によるものであることを理解してもらうことが必要であり、事業者には、それに向けた丁寧な説明が求められます。

3. 端数処理により個々の商品・サービスでは消費税率上昇幅を超えた値上げとなる場合

端数処理において、取引慣行や利用者の便宜等を考慮し、10円単位等で商品やサービスの税込価格を設定する場合、その端数処理の単位によっては、例えば、あるものについては据置きとする一方、あるものについては3%を超える値上げとなつても、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁を行つていれば、便乗値上げには該当しません。

なお、事業者には、そのような端数処理を行う合理的な理由及び事業全体で適正な転嫁を行つていることについて、消費者に対する丁寧な説明が求められます。

以上